

会議名称	平成26年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成26年12月26日（金） 10時30分から12時15分まで	
場所	杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員	茶谷会長、新保部会長、石川委員、井上委員、猪鼻委員、柴田委員、玉村委員、西山委員、三田委員、山崎委員、横山(正)委員、市来委員、大和田委員、小川委員、奥山委員、富田委員、横山(えみ)委員、北島委員、長谷川委員
	実施機関	阿出川子育て支援課長、白石済美教育センター所長、日暮区民課長
	事務局	渡辺情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 平成26年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 資料2 平成26年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 資料2 4ページ差替え資料

【会議内容】

- 平成26年度第3回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
諮問第24号	児童扶養手当システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
報告第16号	教育相談に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第25号	教育相談に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
報告第26号	教育相談に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
報告第27号	いじめ相談等システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第23号	住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について	決 定

会長	<p>本日は、年末のお忙しい中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。ただいまより、平成 26 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。</p> <p>最初に、欠席される委員について事務局からお願いいたします。</p>
情報・法務担当部長	<p>欠席の御連絡がありました委員は、望月委員 1 名です。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方は、次第のとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問事項の審議をしたいと思います。終了は 12 時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、事前にお配りさせていただきました会議録については、いかがでしょうか。御異議がなければ確定させていただきます。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、報告・諮問事項の審議に入ります。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げ会長に渡す。</p>
会長	<p>諮問文をお受けしました。なお、諮問第 28 号、地方税に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 に基づき設置する部会において第三者点検を行い、第 5 回審議会において、答申することにはしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、報告・諮問事項の審議に入ります。初めに、報告第 16 号、諮問第 24 号、諮問第 25 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第 24 号 報告第 16 号、諮問第 25 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号</p>	
情報政策課長	<p>諮問第 24 号について説明する。</p> <p>報告第 16 号、諮問第 25 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号について説明する。</p>
会長	<p>一括で説明がありましたので、審議も一括でしていただきたいと思います。まず、御質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>諮問第 24 号について、こういう制度のために情報をひも付けしなければならない、ということは分かりました。1 ページのセキュリティ対策の欄に「専用のノート型パソコン 2 台を利用して」とあります。個人情報保護の観点では、この 2 台のパソコンからのデータの漏えいについて、一番重要だと思います。この 2 台のパソコンから、データを外部に持ち出す、USB や CD-R などの外部記憶装置への接続については、どういう対策を取っているのか、まず確認させてください。</p>
子育て支援課長	<p>USB メモリ等は、現在使用しておらず、外部接続はしておりません。また、</p>

	課長や係長が、常に専用パソコンの使用を確認しています。
委員	<p>基本的には、外部記憶装置は使用しない、というルールを設けているのですが、2 台のパソコンを使用する際に、課長や係長がその場にはいない時もあると思うのです。実際に、業務で使用していなくても、個人的に USB メモリを持ってきて、そこに差し込んでデータを保存することが、システム的に、または物理的に可能な状況なのかを確認させてください。</p>
子育て支援課長	<p>物理的にはできますが、職員にもよく説明をし、パソコンはきちんと鍵の掛かるところで管理をして、日中、時間中は誰かおりますので、そういったことがないように確認しています。</p>
委員	<p>人の目というのは、たくさんあっても気付かないこともあります。職員の皆さんを、信用していないわけではないのですが、企業でのデータの漏えいの中には、悪意があって、漏えいを行ったというのが何度も報道され、被害が出ているわけです。</p> <p>データの外部接続が物理的にできない状況を作っていく、若しくはシステムとして外部接続ができない状況を作っていくというのが、個人情報の管理の大原則だと私は考えているのです。</p> <p>企業などで、例えば CD-R の場合、鍵の掛かる装置を使って、CD を物理的に入れることが出来ないようにする形もありますし、私が経験した企業でも使っておりました。USB については、接続が出来ないようにするというのは、私の時代には余り見たことがなかったのですが、今だったらきっとあると思います。こういったことをきちんと精査して、取り組んでいかなければならないと思うのです。</p> <p>物理的に外部接続ができる状況にあるパソコンを、どうやって外部接続できないようにするのか。限られた者しか接続しないことと、さらにシステム的に、データをコピーできる状況を作らないことが必要だと思います。そういう観点では、今、悪意があったらデータは抜き出せる状況ということでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>厳密にはコピーも可能ではありますが、そういうことがないようにパソコンの管理も、業務の管理もしています。今、委員がお話された観点も踏まえ、今後、セキュリティの強化を検討していきたいと考えます。</p>
委員	<p>その点はやればやるほど、やらなければいけないことが出てくるものと思います。私も十数年システム開発に携わりました。個人情報の問題が議論される前から、個人情報の管理をしっかりしていこうという時代が変わってきました。すぐに 100% 対応するのは難しいと思いますが、悪意がある人でも物理的、システム的に、個人情報を抜き出せない環境を作っていくことを目標に、是非対応を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>委員からの御指摘を踏まえ、悪意ある人がデータを抜き出せないように、システム的なセキュリティをもう少し高める視点で、検討を進めてまいります。</p>

委員	<p>諮問第 25 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号について、民間事業者にサーバの管理などを委託するとなっておりますが、これは民間に委託しなくても、区でもできるのではないかと思います。今回なぜ民間委託になったのですか。</p>
済美教育センター	<p>当初、区の情報政策課等に、サーバを置くことも考えました。今回相談者が、こういういじめの状況で困っている、ということ、直接ネットを通して書き込みますが、そのような、外から書き込まれる内容を記録するサーバを、情報政策課の中には置けないと回答がありました。次に済美教育センターに、サーバを置くことも考えました。済美教育センターは、情報政策課よりセキュリティが保たれないので、民間事業者のサーバを使う、という選択肢になりました。</p>
情報システム担当課長	<p>今回のいじめ相談等システムは、個人からの相談を 24 時間 365 日、いつでも受けなければならないシステムです。区では現在、24 時間 365 日、システムを稼働しておくことは、物理的に不可能です。そういう観点から 24 時間 365 日、稼働する必要があるものについては、民間のデータセンター等の利用をお願いしているところです。</p>
情報政策課	<p>情報政策課です。杉並区の庁内ネットワークは、セキュリティの観点から、インターネットから直接見られないような仕組みにしています。このようなネットワークの中で、今回の業務を行うためのシステムを構築するのは、業務運営に非常にそぐわない形になります。</p> <p>一方、「杉並区公式ホームページ」や「さざんかねっと」等、区民の方がいつでも自由に利用する仕組みについては、データセンターに業務を委託し、サーバを 24 時間 365 日使える形態にしています。今回の業務についても、その形態を取るのが望ましいということで、済美教育センターから相談を受けた際に、情報政策課ではそのように判断して回答しました。</p>
会長	<p>委員、よろしいですか。</p>
委員	<p>庁内のシステム環境とそぐわないということ、民間に委託するしか 24 時間 365 日の対応はできない、ということは理解しました。</p> <p>民間に委託するというので、5 ページに外部委託記録票もあるのですが、例えば、委託の条件にある「複写及び複製の禁止」というのは、「禁止する」と書面に書いて契約を取り交わすのは簡単ですが、民間の委託業者がサーバを管理しているところで、複写及び複製の禁止をどのように対応しているのか、区はきちんと確認をしているのですか。</p>
済美教育センター 所長	<p>委託契約をまだしておりませんが、ここに書かれた条件に基づいて、今、委員から御指摘のあったことは、禁止事項はしっかり守っていただくという条件で、今後契約をしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>条件を付けて契約するのは当たり前のことですが、今回の「いじめの相談等システム」に記録する個人情報、かなり重要な情報だと思うのです。それがもし漏えいしたときに、今回は「ハンドルネーム」なので、実際のフルネームとは別の名前が登録されると思うのですが、相談者の方がハンドルネ</p>

	<p>ームではなく、本名で書き込むこともあるかもしれません。委託先の職員などがシステムを見て、個人が特定できるような状況にならないようにしていかなければいけない、と思うのですが、その点はどのように検討されているのでしょうか。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>今、御指摘を頂きましたように、情報の複製や、漏えいは絶対あってはならないことです。物理的にそれができないようにしていくことも当然大切であり、犯罪行為になるわけですから当然ながら予防措置をできるだけして、今後契約をしてまいりたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>模範的な回答ですが、例えばこういう問題に対しては、どのような取組をするか、具体例を簡単に挙げられますか。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>私もシステムに詳しいわけではないので、具体的にどのような形というのは今お答えできません。当然ながら、ここにある委託条件は全て守っていただく、ということで強くお願いをして、委託していく考えです。</p>
<p>委員</p>	<p>データを外部の企業に預けるときに、預ける側の区も漏えい、コピー、複写などの防止措置を、考えていかなければいけないのです。民間企業におんぶに抱っこで、全部条件に書いたからやってください、だけでは、責任をきちんと取れていないのではないかと思います。例えば、今回のいじめ相談等システムに、まず入力するとき個人名は書かずに、ハンドルネームだけで登録していただきとする。ハンドルネームも、アルファベット英数字半角だけで入力するような形にしておいて、日本語全角の個人の名称は入れられないようにするとか、そういう対応をすると、例えばデータが漏えいしても個人が特定しづらくなる、リスクがかなり小さくなると思うのです。</p> <p>そういった対応が一つと、住所、性別という項目もあるので、ここまで入れると個人を特定しやすくなるのですが、氏名、住所、性別、生年月日、それ以外の情報を、データベース上で別々のテーブルにして、別の暗号化されたものでひも付けをシステム上でやって、データとしては別々の管理にするとか、そういった対応ができると思うのです。こういう対応をしてくださいと、業者側にこちらからお願いしないと、そういうシステムの構築にはなっていないと思います。このシステムは、これから作っていくのだと思います。こういう観点で、情報が流れてもいじめの相談をしたのがあの子だと、特定されない形にしていかなければ、いけないと思うのですがいかがですか。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>入力規制をかけて、例えば英数でしか入力できないというアイデアは、なるほどと思いましたので、今後検討させていただきます。住所は入力項目にはなっておりません。</p> <p>実は、今後このアプリの開発をしていくに当たり、実際中学生から色々な意見を聞きました。全員ではありませんが、各生徒会の代表を中心に意見を聞いて、子供たちに「ここに名前を書きますか」と聞いたら、全員「書きません」と答えました。今、子供たちは LINE (ライン) 等でもハンドルネームやインターネット上の名前を使って、やり取りをするのがほぼ常識になっています。ですが、もしかしたら、本名を書く子はいるかもしれません。そ</p>

	<p>こを御心配いただいていると思いますが、基本的にはハンドルネームを呼びかけていくつもりで、考えております。</p>
委員	<p>これは要望ですが、データの分割管理や入力規制など、システムを作る業者といろいろ相談をしながら、今後も検討していただきたいと思います。</p>
会長	<p>委員、質問をどうぞ。</p>
委員	<p>端的に言っておきます。1 ページ「児童扶養手当支給に関する業務」のセキュリティ対策では、「パスワードについては定期的に変更している。」とありますが、パスワードはどのぐらいの期間で変更するのですか。また、どのような変更方法ですか。例えば乱数表を使ったり、決められた数字を足したりする形で、番号の部分を変えるなどあると思いますが、どのようにするのですか。</p>
子育て支援課	<p>パスワードの変更はスイッチパソコンで、通常 3 か月程度です。同じようなタイミングでパスワードを変えるよう、職員に指導しています。ただパスワードは、こう入れろ、ああ入れろとか、1 を足せという指示はしておりません。各個人の管理になります。</p>
会長	<p>パスワードを 3 か月に 1 度変えるように指導している、と受け止めていいのですか。</p>
子育て支援課	<p>はい。</p>
委員	<p>次は、3 ページの「教育相談に関する業務」についてですが、ほかのお子さんの情報を取得する、ということはありませんか。つまり、何々君が、何々ちゃんがどうした、ということ、相談内容の中に書き込むことはあり得ると思いますが、そういった情報も収集するということになりますか。</p>
済美教育センター 所長	<p>当然、いじめの相談になれば、相手がいるという状況になります。子供たちがここに書き込む内容に、御指摘のように、具体名が出てくる可能性はゼロではありません。</p>
委員	<p>その情報もちゃんと取得する、ということですね。つまり、保存するということですね。</p>
済美教育センター 所長	<p>データの保存はサーバに行き、パソコンにはしません、当然相談履歴は、大事な要素になっていきますので、サーバ上に保存し、今後のいじめ相談につなげていく資料と考えております。</p>
委員	<p>そうしますと、相談を受けた後、今度は教育 SAT(スクール・アシスト・チーム)などで対応するときに、「何々ちゃんが」、「何々君が」といったことも含めて相談を受けていくと思いますが、場合によっては、本当にそういうことがあったのか、という確認をするかと思えます。そういうときにも、その情報は使うことになりますか。</p>
済美教育センター 所長	<p>あくまでも、相談者の意思を尊重していかなければならない、と考えております。ですから、相談者がメールで相談をして、こちらからは、例えばいじめ電話レスキューや、教育 SAT などに、是非電話してほしいと問いかけをします。ネット上だけでは、いじめの問題は絶対解決できないと考えていま</p>

	<p>す。これは解決支援のシステムであり、直接顔と顔を合わせるまではいかないにしても、会話をすることで解決をしていきたい。例えばメール相談で、電話してほしいと言われたから、電話しましたと言われた際、ハンドルネームを聞いて、答えてくれれば照合することはできますが、こちらからその子供に対して、あなたはこういう相談をしましたね、というような情報の使い方は考えておりません。</p>
委員	<p>考えたくないことですが、世の中にはいじめが原因で、自殺するお子さんがいらっしやいます。その後、遺族の方が一番問題にするのは、いじめが原因で自殺したのではないかということです。私も新聞で読む程度ですが、何々ちゃんは何々をしたという、具体名が書かれてある。そういう遺書が残されていた。しかし、それでも教育委員会は、いじめが原因で自殺したとは認めなかったという例が、幾つもあると聞いております。そういった意味で、例えばこの情報は、自己情報開示の対象になるのですか。</p>
済美教育センター 所長	<p>もちろん、その子供、または家族が相談をした記録ですので、対象になると考えております。</p>
委員	<p>その場合は、ハンドルネームでいいのですか。つまり、ハンドルネームが合っていれば良いのですか。それから保存年限についてもお尋ねします。</p>
済美教育センター 所長	<p>ハンドルネームですが、例えば偶然2人が同一のハンドルネームを使った場合の区別は、これは残念ながら付きません。メールアドレスからできるかもしれませんが、メールアドレスも最近はフリーアドレスを使っているのので、全く区別がつかない場合もあります。あくまでも電話相談の中で識別をして、いくこととなります。</p> <p>保存年限については、今、5年を考えております。これは小中学校の指導要録が学籍に関するものは20年、指導に関するものは5年と、法的に定められておりますので、それに準じて5年と考えております。</p>
会長	<p>ほかにありますか。御質問をお願いします。</p>
委員	<p>3ページの「教育相談に関する業務」です。事務事業の概要に、「専門性が高い区の相談員及び教育SATの職員が対応し」とあります。対応の方法について、インターネット経由で来た相談を、インターネットで返信することはないのですか。</p>
済美教育センター 所長	<p>ネットで来た相談は、当然ながら、ネットで返答します。ただその場でメールのやり取りだけで解決しようとするのではなく、電話相談のシステム、教育SATというシステムがありますので、そこへ最大限つないでいきます。そして、会話の中で個人が特定することもあります。その中で解決を支援していこうと考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>他の委員の御質問の中で気付いたのですが、もし、ハンドルネームを2人で同じものを使ってしまうと、個人を特定するのが難しくなるとおっしゃったと思いますが、これは相談をする側にとっても、される側にとっても、大</p>

	<p>変なことだと思います。何々さんという方から相談がありましたが、この前言っていることは、こういうことだったなと思っていたら、違う人だったという、個人情報の逆の漏えいが発生するリスクがあると思うのです。</p> <p>システムに登録するときに、どの相談者が特定するアカウント、または ID はどのように考えていらっしゃいますか。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>どのぐらいの確率でハンドルネームが同一になるか、というのは分かりません。今回、メールアドレスも入力項目になっております。最終的にはメールアドレスで、識別はできると考えております。同一メールから来たものは、基本的に同一でありますし、あとはなりすまして、1 人の人が 2 つのメールアドレスを使うことも当然考えられますが、基本的にメールアドレスは 1 対 1 対応になると考えて、そこでは識別ができると考えます。ただ、今御指摘のように、誤って他の相談者の内容を、ほかの相談者に知らせるようなことは、あってはならないことであり、そういうことにならないように対応を考えていきます。</p>
<p>委員</p>	<p>私はシステムエンジニアをやっていましたが、顧客と顧客を混同するというのが一番まずいことなのです。A さんに送ろうと思っていた請求書を、B さんに送ってしまったら、それでお客さんを 1 人なくしてしまうわけです。企業だったら、また新しいお客さんを探せばいいのかもしれませんが、行政の、また個人のいじめに関する情報がここから流れてしまったら、これは本当に大問題です。</p> <p>ですから、ハンドルネームが重なる確率が低いかどうかではなく、システム的にそれができてしまうことは、絶対にあってはいけないと思います。例えば相談者を特定するのを、メールアドレスとハンドルネームと一緒に、相談する側も確認するシステムを作るか、それともハンドルネームを登録制にして、一度登録したものは、ほかの人は新しく登録できない、という形のシステムを作るような対応をしていかなければ、相談内容、相談日時、回答内容が、どんどんと 1 つのレコードに記録されていく形になります。そうではなくて、1 回の相談で 1 つのレコードを作るのであったら、同じハンドルネームのレコードが 3 回、4 回と、相談があるたびに増えていきます。そのときにフィルターをかけて、その相談者のハンドルネームだけでスキャンしようとする、別の人も入ってくるという状況になってしまったらいけないので、それは物理的に、システム的に混同しないシステムを、作っていかなければいけない。それができない限り私は、このシステムを作るべきではないと思うのですが、その辺りはいかがですか。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>本人しか知り得ないパスワードをかけていますので、万が一、ハンドルネームが重複したケースが生じた場合でも、パスワードは基本的に本人しか知り得ないものですので、本人の識別ができると思います。間違いがないようにしていくことは大事ですが、そのように考えておりますので、システム上はパスワードをかけることによって、ある程度識別できるのではないかと考えます。</p>

委員	<p>駄目なのです。ある程度という状況では、システムは駄目なのです。絶対にできない状況にする形を作らないと、穴があったら駄目なのです。システムは確率で動くものではなく、できることはやられてしまうのです。それがあったときには、もう事故なのです。ですから、ある程度ではなく、ID とパスワードで個人を特定する。かつ、ID とパスワードから、相談者が混同されないシステムを作っていきます、という回答をこの場ではしなければいけないのです。そうしないと、これには私は賛成できません。いかがですか。</p>
済美教育センター 所長	<p>今御指摘いただいたように、我々も当然ながら、とにかく情報が外へ出ない、情報が間違わない、情報がなくなる、こういったことをこれまで検討した上で、パスワードの設定、個人名を出さないいわゆるハンドルネームの設定ということで、取り組んでまいりました。今御指摘いただいたことはおっしゃるとおりだと思いますので、そのことは考えさせていただきます。</p>
会長	<p>時間も来ておりますので、質問は終わりにさせていただきます。今質問の中でも、大分意見的なものが出ておりますので、意見をまとめるとすれば、諮問第 24 号については、USB 等の外部記憶装置の取扱いについて、システム上記録できないようにするよう配慮してほしい。それから、諮問第 25 号については、委託に伴う情報の漏えいが、昨今多々起きておりますので十分気を付けて、システム上もそういうことのないように配慮してほしい。また、今の御質問で、ハンドルネームについて意見が出ましたが、個人の特定がしっかりとできるように、システム上も作ってほしい。このようなご意見を、質問の中で頂きましたが、それ以外に御意見がありましたら、よろしく願います。</p>
委員	<p>1 つお願いします。今の時代は電話ではなく、インターネットというのは非常にいいと思うのですが、私は普段人権擁護委員としてこういう仕事に関わっております。その立場から、今後検討していただきたいことがあります。相談者というのは切羽詰まっているのです。ですから、すぐに返事をもらいたいのです。電話は、なかなか掛からないという欠点はあるのですが、掛かれば必ず自分の意見が、相手に伝わったという安心感があります。インターネットというのはタイムラグがありますから、インターネットで送信しても、返事が来るまでの時間が非常に待ち遠しい。そのタイムラグを少なくしていただきたいのですが、受付は 24 時間 365 日でも、多分、夜中に対応はできないと思います。例えば、その中に返事は何時から何時までの間でしますとか、何時間後までに返事が来なかったら、もう 1 回メールしてくださいや、予備のアドレスを設けて、間違ったアドレスを入力してどこかへ行ってしまうこともありますから、こちらにまた相談してほしいとか、必ず相談者が安心するような対応を考えていただくと、有り難いと思います。以上です。</p>
済美教育センター 所長	<p>今、御指摘いただいた件ですが、それは実は考えておりました。今の子供たちは非常にスピード感があり、A と言ったら、すぐ A の答えが返ってこないとだめです。それが LINE (ライン) の中での子供同士の、いわゆるいじめという社会的問題に発展しているわけです。質問に対しては 24 時間、また</p>

	夜中はすぐ対応はできませんので、定型文が自動的に返信されるような、安心させるようなシステムを現在考えております。
会長	委員同士の意見交換ですから、事務局側は答弁していただく必要は、ありません。意見を後で受けるかどうかは、また別の問題です。
委員	<p>今、いろいろと詳細な御意見が出ましたが、私からの意見として2点お話しさせていただきます。1点目は、セキュリティの問題、個人情報の取扱いの問題、子供からの個人情報の取得の問題等 SNS を介していろいろと問題があることについて、スマートフォンアプリを用いてそれらの情報を、相談業務で利用することについては、既に「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」というガイドラインができております。これは総務省の利用者情報の安全・安心に関する検討会において、私が座長として取りまとめを行いました。スマートフォンを介して、情報を取得する際の注意事項については、スマートフォンプライバシーイニシアティブ、通称 SPI と言いますが、そちらのガイドラインに基づく取扱いを、行っていただきたいと思います。これはお願い事項です。</p> <p>2点目は、児童・生徒の情報の、相談業務との関係で、例えばいじめを受けた方から、その情報の開示請求などがあった場合に、3つ注意点が重要かと思えます。本人からの開示請求、法定代理人からの開示請求、また、第三者からの開示請求については、従来どおり杉並区の個人情報保護条例の手続きに基づいて、開示の求めに対応するということになるかと思えます。その際に、ハンドルネームなどで、情報を特定ができるかどうかということです。相談業務で取り扱った情報について、本人と言っても、この場合には杉並区の条例の、本人以外の法定代理人による開示、つまり未成年者の情報開示請求に対しては、杉並区の個人情報保護条例でも、利益相反の場合には開示をしないと定められております。したがって、本人からの申し出の場合、まず第三者の情報を開示しないということ。法定代理人との関係においては、利益相反に当たる場合には、当該本人の情報並びに第三者の情報を、開示することはないということ。第三者の情報を第三者が開示請求をしてきた場合については、本人情報の開示については、同じく個人情報に当たるものとして、第三者には開示はしないということ。取り分け、児童・生徒の情報という、いじめの問題については、非常にセンシティブな情報になるかと思えますので、開示に当たっては慎重な対応が必要と考えます。以上、意見です。</p>
委員	先ほど質疑の中では、時間の制限があったので余り聞きませんでした。この情報は証拠保全という観点から、非常に重要な情報となり得るということは、言わなくても所管の方はお分かりだと思います。今、他の委員がまさに開示のことを、詳細に的確におっしゃっていただいたと思います。利益相反までも考えなければいけないということも含めて、よくよくお子さんの立場に立って、まだまだ制度設計は必要かと思えますから、情報の取扱いについては、慎重にやっていただきたいと思います。以上です。
会長	ほかに御意見はよろしいですか。ほかに御意見はないようですので、諮問

	<p>第 24 号、諮問第 25 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号については、決定とします。報告第 16 号は報告を受けたこととします。なお、いろいろ意見が出ましたが、十分参考にして、会議録等確認の上、実施していただきたいと思ひます。</p> <p>次に、特定個人情報保護評価第三者点検部会の報告です。これは、当審議会では初めての報告のスタイルですので、皆さん十分御協力いただきまして、この報告のスタイルが、区民の方を代表していただいている皆様方に、満足いただけるのかは、会長としてもなかなか難しいと思ひますが、是非ひとつ、御協力を頂きたいと思ひます。</p> <p>第 3 回の審議会で、諮問第 23 号として諮問を受けた「住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検」について、これから部会の報告を受けたいと思ひます。なお、本諮問については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設置した、部会において審議を行うこととし、12 月 4 日に開催され、部会による審議は終了しております。本日は、まず事務局から第三者点検の概要と目的、第三者点検に先立って実施された区民意見聴取の結果を事務局から説明してもらい、その後、第三者点検部会の部会長から点検結果の報告を受け、その後御質問、御意見を頂きます。</p>
委員	<p>そうしますと、部会の方も説明員として御答弁くださるということによろしいですか。</p>
会長	<p>そうです。お配りさせていただいた「適合性・妥当性の審査結果」について部会長が説明します。それでは、まず事務局から「第三者点検の概要と目的」の説明をお願いします。</p>
諮問第 23 号	
情報政策課長	<p>特定個人情報保護評価第三者点検の概要について説明する。</p>
会長	<p>皆様方のお手元にある「全項目評価書」を基にして、部会で適合性・妥当性の審査をしていただきましたが、部会長からこの内容について報告をお願いします。</p>
部会長	<p>資料 3-5 の「特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果」について、報告をさせていただきます。今回、第三者点検の適合性・妥当性の審査、また評価書の取りまとめについては、杉並区においては初めての取組ですので、そもそもなぜこのような、非常に膨大な量の文章を取りまとめて審査を行い、このような形の報告書を取りまとめる必要があるのかという、基本的なところについて時間の関係もありますので 3 点、最初に背景を各委員に説明いたします。</p> <p>この評価書を取りまとめるに当たり、「特定個人情報保護評価」の「趣旨・目的」が 1 点目で、2 点目は「審査の根拠」、3 点目は「審査の結果と内容」です。</p> <p>特定個人情報保護評価を実施する趣旨ですが、個人番号を今後利用するに当たって、背景を簡単に御説明いたします。個人番号、通称「マイナンバー」</p>

と呼ばれますけれども、「番号法」と呼ばれる法律に基づいて、平成 27 年 10 月から通知が開始されます。この番号は 11 桁の現在の住民票コードから作成した番号で、こちらの番号も 11 桁+チェックデジット 1 桁、合計 12 桁の番号が、マイナンバーとして今後通知されることとなります。この番号の利用開始は、平成 28 年 1 月からとなります。

利用分野については、現在 3 つの分野に限定されています。1 つ目は「社会保障」、2 つ目は「税」、3 つ目は「災害対策」です。1 つ目の「社会保障」は、国民年金、厚生年金、雇用保険、労働災害保険、及び福祉・医療の分野です。2 つ目の「税」については、国税、地方税を含めての税分野で取り扱います。既にニュースで出ておりましたが、今後は預金口座を開設するに当たって、預貯金口座にマイナンバーを届け出ることが定められる予定です。3 つ目の「災害対策」は、被災者生活再建支援法などに基づく取扱いです。以上 3 つの分野で取り扱うことになっています。なお、今後条例で定める事務においても、取り扱うことができるとなっております。

1 点目の趣旨として、なぜ特定個人情報保護評価を実施するのかについては、個人情報の適正な取扱いは既に、法的に義務付けられています。個人のプライバシーの問題について、従来は事後的に問題が発生してから対応を行ってきた状況があります。ところが、いわゆる住基ネット訴訟をはじめとして、システムが完成してから問題が指摘されても、もう一度システムを見直すことは、なかなか難しい状況です。そこで、特定個人情報保護評価は、従来は事後的に行ってきたものを、事前に評価を行うものです。

したがって、今回最初の特定個人情報保護評価の対象は、住民基本台帳ネットワークに基づく住民基本台帳に係る事務、となっておりますので、実は事前ではなく事後的なものとして、今回はイレギュラーな特定個人情報保護評価となります。本来、特定個人情報保護評価が始まるのは、今後条例で定める事務として、マイナンバーを取り扱う新たな事務が発生するときに初めて、本来の特定個人情報保護評価が行われることとなります。

なお、プライバシー保護のためにこの制度では何を行っているかという点、大きく 4 つの観点から対策を取っております。1 つ目として、今回の番号、住民票コードとマイナンバーの大きな違いは何かという点、住民票コードは、私も自分の番号は分かりませんが、見えない番号です。住民票コード記載の住民票を請求しない限り、本人であっても確認することができません。一方、マイナンバーは今後、通知カードで通知され、個人番号カードの裏面に番号が記載されます。これは表面ではありません。なぜかという点、コピーすることが、できないようにということです。その際の番号は変更可能な番号ですが、これを見える番号として今後は利用するのが 1 つ目です。

2 つ目は、利用範囲を限定することにより、民間部門の利用を現在は予定していない点です。

3 つ目は、個人番号については、例えば個人番号カードは、身分を証明する本人確認の資料として使えますが、その際にコピーを取ろうとしても、裏

面に番号が記載されるので、番号がコピーされない仕組みになっています。番号の提供を要求することは、法律で禁止されています。ですから、「あなたの番号を取得して、今後取っておきたいので教えてください」ということは言えません。

最後に、本人以外の者がその番号を使うことができないようにするということで、本人確認を行います。

以上を踏まえて、制度的に5つのポイントで、この番号法に基づく特定個人情報ファイルについて、取扱いの制限を課しています。1つ目は取扱い制限、2つ目は一元管理ができない、3つ目はマイポータルで本人が確認できるという手続を用意する、4つ目は個人情報については、特定個人情報保護委員会を三条委員会として設置し、特定個人情報保護評価を行うことを制度化しました。最後に罰則の強化という5つの観点から制度的にプライバシーを保護するための対応を行っております。

次に2点目の「審査の根拠」です。今回の特定個人情報保護評価については、資料3-5の3ページに「審査の基本的観点」があり、こちらに根拠が掲載されています。番号法の正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称「番号法」と言います。

この番号法に基づいて設置された三条委員会として、特定個人情報保護委員会が設置されております。三条委員会というのは、国家行政組織法第三条に基づいて設置される機関のことです。三条委員会として内閣府設置法に基づいて設置されている機関は、国家公安委員会、公正取引委員会の2つが現在あります。この3つ目の機関として特定個人情報保護委員会という、非常に強力な権限を持つ機関が設置されたこととなります。この三条委員会である特定個人情報保護委員会が、特定個人情報保護評価に関する規則を定め、自治体、地方公共団体の長などがこの評価を行うための指針として、特定個人情報保護評価指針を策定しています。これらに基づいて本日は、適合性・妥当性について、住民基本台帳に関する事務について審査を行ったというのが2点目です。

最後に3点目の「審査の結果と内容」についてです。資料3-5の4ページです。総評として、今回の特定個人情報保護評価書というのは、杉並区が今回行う「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」のことです。こちらの第三者点検を部会において行い、最終的に杉並区における特定個人情報保護評価は、リスクを適格に認識・分析を行っているとともに、特定個人情報ファイルを適正に取り扱うための取組が、なされていると判断しました。

なお、この特定個人情報保護評価というのは、個人のプライバシーにどのような影響を及ぼす事務が行われるのかを、その情報システムが稼働する前に行うというのが、先ほど申し上げたとおりの趣旨です。しかし、住民基本台帳ネットワークは、既に稼働しております。更に住基ネット訴訟では、個人のプライバシーに関する問題については、最高裁判決において、個人のプライバシーを侵害するものではない、という判決が既に確定しておりますか

ら、当第三者点検の部会においては、そもそも住民基本台帳ネットワークがプライバシー侵害か否か、又は個人のプライバシーに関して、何らかの影響を及ぼすシステムかどうかについての評価を、行うことはできないことになります。

以上を踏まえ、審査結果内容については 5 ページ、6 ページです。まず 5 ページの「審査結果の総括表」ですが、審査の内容は大きく、この適合性の観点から、評価書の内容がこの評価指針に適合しているかどうか、が 1 点目の審査内容です。6 ページは、この評価書の内容が、評価指針に照らして妥当なものかを審査するのが、2 つ目の観点です。

1 点目の適合性の観点は、資料 3-1 に全項目評価書がありますので、こちらを適宜御覧いただきながらと言いたいのですが、適宜御覧いただくことが可能な分量ではないので、分かりやすく御説明させていただきます。

まず、「しきい値判断」を行うことになっております。特定個人情報ファイルに含まれる個人の数が何件、対象となる本人の数が何件なのかについて、それぞれしきい値を判断します。一番多いしきい値が 30 万人以上となっております。30 万人を超えるものについては、重点的ではなくて全項目を評価する仕組みになっております。今回の住民基本台帳に係る事務については、住民基本台帳ネットワークに基づくものでありますので、30 万人以上です。念のために一番少ない単位は 1,000 人未満、次に 1,000 人以上 1 万人未満、1 万人以上 10 万人未満、10 万人以上 30 万人未満、そして最後に 30 万人以上となっております。今回は 30 万人以上に該当するので、全項目評価を行っています。

続いて、適切な実施主体が実施しているかについては、今回は杉並区が行うもので、杉並区長が行うということで、これは問題ありません。公表しない部分については、今後、例えば安全保障に係る問題であるとか、特別なシステムなど、現在はそのようなものは想定されておりませんが、一般に公開することができないような情報システムがある場合には、評価書の内容は全て公開しない、ということもあり得ますけれども、今回は住基ネットですので、公表しない部分はないということです。時期については、既に住基ネットは稼働済みですので、いつ実施しても適切な時期になります。5 番目の意見聴取については、今回意見を区民に求めたところ、3 件 28 項目の意見が寄せられました。最後に全体の項目が、きちんと記載されているかについては、部会で点検を行い、きちんと記載がなされていることを確認いたしました。

以上の適合性を踏まえ 6 ページの妥当性について、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、指針に基づく内容がこの評価書で妥当なものとなっているかを、部会で点検を行いました。7 項目目に記載された、特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減するための措置の実施に、責任を負うことができるかについては、住民基本台帳ネットワークを管轄する区民生活部区民課が所

	<p>管部署であるということで、実施主体としては適切であるということで評価を行っております。</p> <p>8 項目目の、特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の、記載事項は具体的かどうかについては、評価書に、情報の取扱いについての業務フロー図が入れてありますので、きちんと内容が整理された上で、フローが明確であるとの評価を行っております。</p> <p>9 項目目も同様です。そのプロセスに伴うリスクを、業務フローに応じて明確化し、リスク分析を行っているかどうかについて、こちらも問題ないと判断します。なおこれらを踏まえて、リスクを軽減するための措置として、具体的に点検・監査などが必要となるわけですが、この点についても杉並区では、既に自己点検の実施、監査についての手順を策定し、常にこれらの手続を踏まえた点検の実施、それから監査を行っておりますので、妥当であると考えられます。</p> <p>その他、記載されたリスクを軽減するための、個人のプライバシー等の、権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という観点から、この評価を行っているかどうかについては、これらも併せてリスク対策と踏まえ、プライバシー保護のための対策ということとなり、これは、そもそも法定の手続に基づく取扱いとなり、各項目について適切に評価書に記載がなされていることを確認いたしました。</p> <p>以上を踏まえて、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価が、個人のプライバシー保護の観点から妥当なものかどうかについては、当部会において総合的な評価を行った結果、各項目は、特定個人情報保護評価指針に照らし、今回の「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」は適合していると判断するに至りました。以上、「住民基本台帳に関する事務の全項目評価書」が、特定個人情報保護評価指針に照らし、その適合性・妥当性について適合するかどうかについて、部会としての審査結果は、適切に評価・確認及び取組が実施されていることを、確認したことを御報告申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>予定の時間は 15 分しか残っておりませんが、御審議いただけたらと思います。まず、御質問を頂戴いたします。</p>
<p>委員</p>	<p>こういう評価書というのは初めての経験なので、基本的なところから教えてください。私はシステムを作る側にいたので、そういう観点からの質問になります。この住民基本台帳のシステムを扱っている電算室を、実際に立入調査みたいな形で、今回この評価を行う上で確認されたのでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>セキュリティ評価は、実施しておりません。その理由としては、プライバシーに対する影響についての評価を行うのが、今回の目的になっております。例えば、情報セキュリティ対策については、リスクの一環としてその対策が適切に講じられているかどうかを確認することが、目的になっております。したがって、実際のセキュリティ評価については、別途私も委員として参加させていただいております、住民基本台帳ネットワークシステム運用監視委員会において、実地のセキュリティの調査・評価などを行っている状況です。</p>

会長	今の説明は、セキュリティとプライバシーの保護と分けて考えていくという説明です。
委員	分けて考えていくことは大切ですが、これを見る限りそのセキュリティがどうなっているかが、よく分からなかった部分があります。実際にセキュリティが、しっかりとなされていると思うのですが、なされていなかった場合は、個人情報の漏えい等、個人情報を扱うこのシステム自体が、本当にマイナンバーを付加しながらやっていっていいのか、というところが不安になってしまいます。そういう別の組織で確認されている内容というのは、座長として参加されている部会長は、よく分かっていらっしゃると思うのです。今回の評価を行った部会の皆様もきちんと認識されて、この評価書を作成されているということによろしいのですか。
部会長	この点についてセキュリティ評価は、特定個人情報保護評価指針のリスクの評価の一環として、あくまで事務局が作成した全項目評価書の内容を、部会で確認することが目的となっております。したがって、セキュリティの実態について、部会の各構成員が理解しているか否かは、今回の審査の項目に当たっての判断の指標として、又は判断の考慮材料としては一切関係ありません。各委員は自主的に御存じかもしれませんが、今回の評価においての、判断材料となることはありません。
委員	状況は理解しました。逆に言うと、今回の評価をする個別の項目というのが、実際には事務局で作ったものを受けて、この部会ではそれに基づいてやっているということで、本来部会のほうで必要だと思っている項目が別にあったとしても、ここには反映されていないという状況になり得る、ということですか。
部会長	その御質問というのは、部会で別途、特定個人情報保護評価指針に定められている確認事項以外の事項として、確認が必要な事項があった場合に、それを部会で確認を行い、事務局がそれを反映しているかどうかという御質問でしょうか。
委員	はい。
部会長	こちらについては、あくまで特定個人情報保護評価指針に基づく、適合性・妥当性の評価を部会で行うということです。あくまでデュープロセス（適正手続）を担保することが、特定個人情報保護評価の目的ですので、その特定個人情報保護評価指針に、定められていること以外の事項で、気が付いた部分については適宜確認を行うことはあり得ても、今回の評価書に反映されることはありません。
委員	そもそも住基システム自体が、今まで運用されている中で本当に個人情報保護の観点から、適切に運用されてきたかどうかということ自体を、私は全然知りません。全く知らないところからの、質問になってしまいます。例えば、先ほども話題に挙がりました、USBにデータを落として、それを外部に持ち出したり、若しくはデータ自体をメールで外部に送信したり、インター

	<p>ネットの「宅ふあいる便」というような、ファイル転送サービスもありますが、クラウドサービスにデータを入れられるような状況なのか、そういうシステム的な部分、物理的な部分で、この住基システムからデータを持ち出せる可能性が全くゼロなのか、それともあるのか、その辺はどうなのでしょう。</p>
部会長	<p>こちらについては、今回の特定個人情報保護評価の対象外と、考えております。これは、先ほどの回答の繰り返しとなりますけれども、住民基本台帳ネットワークの運用監視委員会において、実質的に、安全管理処置が適切に講じられているかの随時確認を行っております。こちらは、今回のこの部会の評価の対象外となります。</p>
委員	<p>対象外であっても、その可能性があるかどうかは確認していかなければいけないと、私は情報公開・個人情報保護審議会の委員になっている者として、責任はあると考えています。対象とする評価の項目から外れていようがないが、住民基本台帳のデータは私たち区民の重要な個人情報であり、それがひも付けができるナンバーが付いて外部に漏えいするという状況が、今後、もしそういう事態になったら大変な事態になります。可能性があるのかないのか、その辺はどうなのでしょう。</p>
情報政策課	<p>ただいまの点ですが、住基システム従前のものに関しては、特定個人情報という枠ではなく、住基システムとして、既に情報公開・個人情報保護審議会での御審議を頂き、運用を行ってまいりました。既存システムのセキュリティに関しては、十分に御審議いただき、その際に定められたルールに従いきちんと運用しているところです。ちなみに評価書は、部会長がおっしゃるとおり、適合性・妥当性を評価するものではありませんが、例えば資料 3-1 の 75 ページの住民基本台帳ファイルのリスク分析の所に、特定個人情報の保管・消去の所の⑥の「技術的対策」の所で、USB メモリーの対策については記載しております。あくまで評価書というのは、プライバシー保護の観点について、国の用意したリスク 9 評価項目について、どのように分析し判断しているかということになっています。USB メモリー対策については分析の結果として、こちらに記載しています。</p>
会長	<p>75 ページに USB の記載が出ておりますが、よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。確認なのですけれども、ここに記載されているのは、「USB ポートからのデータ出力を不可としている」というのは、システム的に不可能にしていると認識してよろしいのですか。</p>
情報政策課	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>御説明ありがとうございます。この評価書の評価の項目から外れてしまう部分についても、私たち審議会委員としては、しっかりと考えていかなければいけない部分だと思います。こういう質問をさせていただいています。少し離れてしまうのですがもう 1 つは、例えばテスト環境を構築する際に、この住基システムはどのように扱っているのか。同じようなシステムを、テスト環</p>

	<p>境で作成して、システムの変更が入った際には、そこで環境に不具合がないかを先にテストしてから、本番環境にアップすると思うのです。そのテストをする際に、昔よく行われていたのは本番の環境と同じデータを、そのままテスト環境でも使ってしまうと、本来データを見るべきでない開発者が個人情報を見て、その個人がどういう取引をしたというのが見えてしまう、というのが問題になりました。そういう対応はされていますか。確認です。</p>
会長	<p>今の御質問は、先ほどから部会長がお話しているように、セキュリティに関連する問題で、今は適合性・妥当性の審査の結果について、御判断を頂いているので、可能な限りそちらのほうに主題を置いて、お話を頂きたい。周辺の問題については、別途考えていただくということに、していただきたいと思えます。時間も押しておりますので。委員は御質問ですか。</p>
委員	<p>質問です。セキュリティに関し、再委託のことについてお尋ねします。今回は NTT が辞退して、NEC が担当することになっておりますけれども、担当する人は、正規社員に限るのかということ。それから、個人名まで把握しているのかどうかということ。まずそちらから伺います。</p>
会長	<p>これも先ほどの質問と似ているのですけれども、部会長から何かありますか。</p>
部会長	<p>誤解が生じないように、もう一度説明させていただきます。特定個人情報保護評価は、本来システムを稼働するに当たり、個人情報、厳密には特定個人情報の取扱いが、個人のプライバシーにどのような影響があるか、を評価することが目的です。他の例に置き換えて御説明したほうが、趣旨が伝わりやすいと思えます。環境影響評価と同様です。つまり、一度環境破壊が起きてしまうと原状回復ができないので、事前に影響評価を行うということです。環境影響評価を実施するときに、例えばその工事で出た土が、どこで処理されるのかは評価の対象となりますけれども、その残土がどこに委託されて、どの事業者が受託しているのか、その業務は例えばマニフェスト、つまり、産業廃棄物の処理に係る適切な対応のマニュアルに沿って行われているかどうか、ということとは環境影響評価の対象外となります。</p> <p>特定個人情報保護評価も同様で、その個人情報の取扱いが、個人のプライバシーへの影響として、どのような影響があるのか評価を行うことが、この目的です。したがって、その情報の取扱いに当たっては従前からの、セキュリティ安全管理対策に基づく取組を行うことを前提に、その新たなシステムについてのプライバシーへの影響を、評価するのが趣旨です。例えば情報処理の委託先、又は情報の安全管理措置、大きく「人」・「物」・「技術」・「組織」という4つの情報セキュリティ対策については、リスクの1つの評価指針となる部分はありますけれども、それが直ちに、プライバシーへの何らかの影響がない場合であれば、それは評価指針の対象外となります。</p> <p>先ほど75ページをお示しいただきましたので、具体的な例として1点申し上げます。例えば、監視カメラを設置する必要がある。それは、情報を保護するために監視カメラを設置する。ところが、その監視カメラの設置によっ</p>

	<p>て、設置の方法、運用によっては、個人のプライバシーが別途侵害される可能性がある場合には、その監視カメラの設置が妥当かどうかということが、安全管理に関して特定個人情報保護評価における、プライバシーへの影響となります。そもそも監視カメラの設置、例えばその監視カメラの画像が適切に管理されているか、監視カメラの設置をどこに委託して、どこが請負っているのかについては、従前の安全管理措置を達成する際の、範囲の取組となりますので、プライバシーへの影響の考慮事項にはならないということが、今回の趣旨であることを踏まえた上での、御質問を頂ければと思います。</p>
会長	<p>大変微妙なところで、なかなか頭の切り換えも難しいと思いますけれども、その点を御理解いただいた上で、御質問いただきたいと思います。</p>
委員	<p>御丁寧な御指摘がありました。全くそのとおりです。そもそもの話をしたい、と思います。先ほどの説明の中で、一元管理は行わないという話でした。そもそも、この共通番号制度というシステムが、個人の情報、プライバシーを扱うに当たって、私はいろいろな懸念があると考えています。そこは対象外とした上でなされているのかと思いましたが、そうではなくて評価しているようにお伺いしましたので、質問いたします。</p> <p>大きく2つ伺います。1つはデータマッチングです。一元管理はなさらないと言っておりますけれども、今回の個人番号は一生変わることがない、特別の理由がなければ変えられない。しかも表には出さないとは言っているのだけれども、実際にはこれからいろいろな所で利用されます。支払調書に記入するとか、預金を作るときに記入されます。そういう意味ではこの番号を基に、そして税の情報を一元管理していくことで、脱税を防いでいこうというのも、1つの大きな趣旨です。そういう意味で、データマッチングを行わない、というのは違うのではないですか。</p> <p>それから、最高裁の決定ですけれども、あれが合憲とされた理由は、データマッチングは行わないからだ、ということでした。正に今私が指摘したように、今回の共通番号制度というのは、データマッチングを行うことがそもそもの目的です。それについてプライバシーの保護という観点から、どのようなお考えをお持ちなのかをお伺いします。</p> <p>2点目は捜査情報です。例えば、警察などからの照会があると、特定個人情報を提供する、という法律の作りになっています。具体的には番号法の第19条第12号に当たりますが、そこに捜査機関が入っています。それだけではなくて、警察の場合には、情報の照会が来ますから、照会が来たことが分かります。でも、これは自分のマイポータルで、チェックできません。つまり個人自身が分からない。問題なのは、昨今話題となっている秘密保護情報です。適正評価を使うときに、この特定個人情報を使う可能性があるということも、既に今年の3月に国会で、議員に対して答弁をしております。そういうことも非常に懸念される場所ですが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>3ページの、審査の基本的観点をもう一度確認していただきたいのは、番号法等に基づいて、この評価指針ができて、それに基づいてやっているわけ</p>

	<p>です。もともと番号法は反対だとか、そういうのをここでは論議していません。そこのところを区別していただかないと、永遠に終わらないです。</p>
委員	<p>了解しております。了解の上での質問です。つまり、法律に賛成とか反対ではなくて、個人情報を守るという観点から、この法律には非常に問題点があるということから、今、私は2つを指摘しました。3点目へ行きますけれども、自己情報コントロール権が、基本的にこの法律には使えないのです。ただし、もしかしたら、それらしいものがあるのかと思って見たら、評価書案の106ページにありました。情報照会が来たときに、お答えするかどうかというのは、自動応答する仕組みになっています。ただし場合によっては個人情報を、非常に慎重に扱わなければいけない場合には、自動応答しないというフラグを立てることが、できる仕組みになっているみたいですが、これは今のところどこまで担保されているのか。それは、こちらのシステム側なのかもしれません。以上、3点を私はお伺いしました。</p>
会長	<p>この評価書を作ったのは区ですから、今の問題は区から話していただきましょうか。</p>
部会長	<p>これについては私からお答えします。御質問の趣旨については、特定個人情報保護評価指針の趣旨とは若干離れますが、私も番号制度の構築に携わってきた者として、一般的な回答を申し上げます。いずれの御質問についても、既に内閣官房のホームページに回答が示されていますので、詳細についてはそちらを御覧いただければと思いますが、3点について簡単に御説明いたします。</p> <p>まず、見える番号のマイナンバーは変更ができず、一生変わることがない番号であるというのは誤りで、変更は可能です。見える番号として今回は取り扱うこととなっておりますので、いつでも変更が可能な番号です。唯一悉皆性、つまり国民全員に唯一無二の番号を、割り振ることを担保する制度ですから、変更することができるあくまで見える番号です。</p> <p>さらにマッチングの問題については、マッチングという言葉を使うかどうかは別として、これは図がないと分かりづらいと思うのですが、皆さんに割り振られる番号と、1対1でその番号をやり取りするということではなくて、その間に実はリンクコードというリンクを張ります。例えば、ホームページでリンクをクリックすると、どこかのページに飛んでいきます。そのときに皆さんは、クリックしたから自分の情報が直ちに相手に伝わるとは思わないわけです。これと同じ仕組みです。つまりリンクコードで取り扱います。</p> <p>まして一元管理ではなくて、分散管理をするという、これはインターネットと同じ仕組みです。情報提供ネットワーク・システムというネットワークを構成し、そのネットワークで取り扱われる情報として、リンクコードを介して各行政機関がやり取りをします。つまりリンクを張っているという状況です。そのときに誰が来たのかということ、今ネットではCookieという仕組みで、誰の情報か分かるようになっていますが、同じようにそれに見える番号として、誰が来たのかということだけが分かります。ですから、横方</p>

	<p>向でマッチングをすることは、この制度では想定していないというのが1点目です。</p> <p>2点目は、番号法第19条第12号については、本来は書かなくてもいいものを、今回は分かりやすく書いていただけです。どういうことかということ、個人情報保護法第16条と第23条では、法令に基づく場合に、利用目的以外の目的で利用する場合の本人同意を不要とし、更に、第三者に提供するに当たっての本人同意取得義務を、解除しております。そのときに、法令に基づく場合という解釈について、例えば刑事訴訟法に基づく令状に基づく場合は可能なのか、捜査関係事項照会書に基づく場合は可能なのか、裁判所が出していただきと言ってきた場合には、調査嘱託と言いますが、出してもよいのか、また弁護士会が第23条照会という、弁護士が弁護士会を通じて照会をしてきた場合には出してもよいのか、いずれも、どこにも明文規定がありません。そのような中で、捜査機関からこのような情報提供があったときに、明文の根拠なく提供しているという現状は気持ち悪い、という国会での御指摘を頂きましたので、そうであれば番号法では明確に、従来は解釈で行ってきたものを第19条第12号において、捜査機関への提供を解釈ではなく、明文で行うことを確認事項として、改めて定めたにすぎません。本来これは法令に基づく場合ということで、1つ条文を置いておけば問題ないのが2点目です。</p> <p>3点目は自己情報の管理についてですが、番号法ではマイポータルという仕組みを、今後は用意をし、皆さんがアクセスをして、自分の情報を確認することができる仕組みが用意されます。ところが、誰もがこのマイポータルにアクセスして、確認できるとは限りません。これを受けて来年の通常国会で、個人情報保護法の改正を行い、今回は明確に開示請求権という権利を、明記いたします。これによって番号法のみならず、皆さんが企業に登録している情報も含め、全て開示請求権の対象となりますので、今回の改正は強力な改正であると思っています。今後は、個人情報保護法の改正も踏まえて、動向を見守っていただきたいと思います。以上3点です。</p>
<p>会長</p>	<p>まだ、いろいろと御質問、御意見等があると思いますが、今は特別に国会の動向まで御説明いただきました。議長専断で怒られるかもしれませんが、御意見、御質問は終わりにさせていただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>意見はまだ言っていません。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、意見は短くお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>部会長がおっしゃったことについて、私はいろいろ反論したいことがあります。まず、番号の変更は、住基ネットと同じように、任意には変えられません。理由がなければ変えられないことになっています。原則として1人、同じ番号、ユニークな番号はずっと続きます。3番目の質問は開示請求権というよりは、自己情報コントロール権です。あらかじめ設定しておくことです。</p> <p>当区においては、住民票を本来開示してはいけない人に出してしまって、DV被害者の人のものを出してしまって、大変なことがかつてはありました。</p>

	それを今回は自動フラグで、応答できるかどうかという、人が介さないとしてもではないけれども、できないだろうと思います。これは非常に重要なことです。人の命に関わるということです。この仕組みを話すのであれば、そもそもこの制度が個人の情報をどこまで守るのか、命に危険はないのかということまで、やっていただかなければいけないと思いますので、私はとてもではないけれども、賛成できません。
会長	今の御意見は、適合性・妥当性、審査結果については了承できないということですか。
委員	そういうことです。
委員	<p>そもそもこのマイナンバー制というのは、とても不安な制度だと思っておりますが、この場はその制度に対する意見をどうこう言う場ではないということなので、それについては置いておきます。この評価の項目も行政側が作り、それに対してオーケーなのかどうかというだけで、それ以外に必要な部分を確認しましょうと言っても、この場には上がらないわけです。そういう意味で、これについては全く無意味だと思ひ、賛成はできません。反対します。</p> <p>部会長がすごく苦勞して、この大変な資料を作成したと思います。私がシステムエンジニアをやっているときのチェックリストも、膨大に上からやらされて、すごく大変だった記憶があります。こういう業務はすごく大変だったと思うので、部会の皆様本当にお疲れ様でした。それだけ一言、言わせていただきます。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。ありがとうございます。この適合性・妥当性の審査結果についての反対は2名でその他は御意見がありませんので、本件は部会の報告どおり、当審議会では承認することにさせていただきます、この内容を区長に答申したいと思います。諮問・報告事項は全部終わりましたので、答申案文をお配りください。
	(答申案文配布)
会長	御覧のとおり、審議結果についてまとめていただきました。これを答申文として、情報・法務担当部長にお渡しいたします。
	(答申文手交)
会長	事務局から何かありますか。
情報政策課長	次回の審議会の日程ですが、平成27年2月25日(水)の午後2時を予定しています。場所は今回と同じくこちらの会議室です。委員の皆様、1年間本当にありがとうございました。よい年をお迎えください。ありがとうございました。
会長	これもちまして、情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。事務局からもありましたが、本年は大変難しい問題をいろいろ御相談させていただきましたけれども、御熱心に御審議いただきましてありがとうございました。皆様方もよい新年をお迎えいただきますようお祈りいたしまして、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。